平成２２年（フ）第１６９号
千葉県成田市花崎町810番地
債務者　清水　雄司
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１７１号
千葉県白井市中74番地の５
債務者　秋谷　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１７２号
千葉県成田市囲護台1249番地１　スイートハイツミツハシⅡ203
債務者　中原ゆかり
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１７４号
千葉県八街市東吉田98番地132
債務者　菊地眞由美
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１７５号
千葉県印西市小倉台２丁目２番地１棟620号
債務者　高木　道子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１８１号
千葉県佐倉市西志津２丁目３番９号　メゾン・ドゥ・シャトル106号室
債務者　内田　博茂
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１８２号
千葉県白井市桜台２丁目３番２棟101号
債務者　向　　善三
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第８１７号
名古屋市天白区福池１丁目138番地　野並住宅18棟302号
債務者　後岡　由隆
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１５１号
愛知県海部郡大治町大字西條字佐渡19番地　グランドール佐渡205号
債務者　岡村　麻衣（旧姓豊吉）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２７号
岡山県倉敷市下庄746番地　コーポ小田101
債務者　三宅登司夫
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
岡山県倉敷市玉島勇崎1014番地１　フレグランス大橋Ａ202
債務者　川元美枝子（旧姓塚尾）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
茨城県稲敷郡阿見町南平台２丁目12番地４
債務者　中井　　**潇**
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１９１号
茨城県土浦市富士崎１丁目５番２号
債務者　山田　惠治
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２４０号
埼玉県春日部市米島102番地３
債務者　金子　海舟
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
埼玉県春日部市不動院野2836番地41
債務者　瀬田アリサ
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
埼玉県春日部市一ノ割２丁目８番１号　パステルタウンＣ―201号
債務者　村川　哲雄
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
埼玉県三郷市彦成３丁目８番24―104号　田中和子方、前住所東京都立川市幸町２丁目２番地の１　西けやき台団地８棟102号
債務者　石川　久雄
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
埼玉県三郷市高州２丁目18番地３
債務者　坂上　　保
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係